

神奈川県奨学金貸付等基準

(趣旨)

第1条 この基準は、神奈川県奨学金貸付条例（昭和39年神奈川県条例第69号。以下「条例」という。）及び神奈川県奨学金貸付条例施行規則（平成16年神奈川県教育委員会規則第2号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、神奈川県奨学金の貸付、返還、債務の免除及び返還猶予に関し、必要な事項を定めるものとする。

(卒業又は修了)

第2条 条例第2条第1項に規定する卒業又は修了は、高等学校等（高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部をいう。以下同じ。）を卒業し、又は専修学校の高等課程を修了した後引き続き専攻科又は別科に進学した者にあつては、専攻科又は別科の卒業又は修了をもって卒業又は修了したものとする。

(保護者)

第2条の2 条例第2条第1項及び規則第11条第2項に規定する保護者は、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第3条第2項第3号に規定する保護者等とする。

(特別の事情があると認める原級留置)

第3条 条例第2条第1項第1号に規定する神奈川県教育委員会が特別の事情があると認める原級留置は、次に掲げる場合とする。

- (1) 事故又は病気などにより長期の入院又は加療を要する場合。
- (2) 海外留学の場合。
- (3) その他財務課長が特別の事情があると認める場合。

(学資の援助を必要とする者)

第4条 条例第2条第1項第1号ア及びイに規定する学資の援助を必要とする者は、経済的理由により希望する教育を受けることが困難である者とする。

(一定の水準等)

第5条 条例第3条第2項第1号に規定する学業の成績が一定の水準以上である者は、前年度の評定平均値が3.5以上である者とし、出席状況が優良な者は、前年度の欠席日数が7日以内である者とする。

(国家資格等)

第6条 規則第6条に規定する学校教育法施行規則（昭和22年省令第11号）第98条第2号に規定する知識及び技能に関する審査は、技能審査の成果の単位認定実施要領（平成8年教育長通知）別表1から別表6までの技能審査の成果の単位認定に係る標準例に掲げる技能審査とする。

(特に学資の援助を必要とする者)

第7条 条例第8条第1号の表の1の項(1)、2の項及び3の項に規定する特に学資の援助を必要とする者は、第4条に該当する者のうち、保護者の道府県民税の所得割額と市町村民税の所得割額を合算した額の合計が105,500円未満である者とする。

(正規の修業年限)

第8条 条例第8条第1号の表の1の項(1)、2の項及び3の項に規定する正規の修業年限は、全日制の高等学校等又は専修学校の高等課程は3年、定時制及び通信制の高等学校等又は専修学校の高等課程は3年又は4年とする。

(学業の成績が著しく優れていると認められたとき)

第9条 条例第8条第1号の表の1の項(1)及び2の項に規定する在学期間を通じて学業の成績が著しく優れていると認められたときは、在学期間を通じた全体の評定平均値が4.6以上であることが認められたときとする。

(功績が特に顕著であると認められたとき)

第10条 条例第8条第1号の表の1の項(1)及び2の項に規定する学習活動、特別活動等において功績が特に顕著であると認められたときは、学習活動、特別活動、部活動等に関わりのある公的な団体が主催する全国規模の大会、コンクール等で地区大会等の予選を経て行われるもの又は国際的な大会等（以下「全国大会等」という。）に出場し、又は出品したときとする。ただし、全国大会等に出場し、

又は出品した年度に限る。

- 2 前項に規定する公的な団体は、公益財団法人全国高等学校体育連盟、公益財団法人日本高等学校野球連盟、公益社団法人全国高等学校文化連盟、公益社団法人全国学校図書館協議会等をいい、出場とは、全国大会等の出場に関わる公式戦への選手としての出場（いわゆるレギュラー又は準レギュラーとしての出場）をいう。
- 3 第1項に規定する全国大会等に準じる大会等において同項に規定する功績以上の功績を挙げた者として学校長から推薦があり、同項に規定する功績と同等以上の功績があったと認められる者も、同項に準じるものとする。

(特に高度な知識及び技能を必要とするもの)

第11条 規則第11条第3項に規定する特に高度な知識及び技能を必要とするものとして教育長が別に定める国家資格等は、別表1のとおりとする。

(返還の猶予の期間)

第12条 条例第9条各号及び規則第12条各号に規定する返還の猶予の期間は、別表2の左欄に掲げる事由の区分に応じ、同別表の右欄に定める期間とする。

(進学準備又は就職活動中の返還の猶予)

第13条 規則第12条第1号又は第2号に規定する事由で返還の猶予を申請する者が高等学校等又は専修学校の高等課程卒業後2年目以降に申請するときは、当該者が給与所得者である場合は、当該者の年間収入が300万円以下であるとき、給与所得者以外の者である場合は、当該者の年間所得が200万円以下であるときに返還の猶予をする。

(教育長が特に必要と認めるとき)

第14条 規則第12条第6号に規定する教育長が特に必要と認めるときは、次の各号に定めるときをいう。

- (1) 高等学校等又は専修学校の高等課程に在学しているとき。
- (2) 就労していて、経済的な事由により貸付金の返還が困難な場合で、次の要件のいずれかを満たすとき。
 - ア 奨学生が給与所得者である場合（奨学生が他の者の被扶養者である場合を除く）は、奨学生の年間収入が300万円以下であるとき。

イ 奨学生が給与所得者以外の者である場合（奨学生が他の者の被扶養者である場合を除く）は、奨学生の年間所得が200万円以下であるとき。

ウ 奨学生が他の者の被扶養者であり、かつ扶養者が給与所得者である場合は、奨学生と扶養者の年間収入の合計が300万円以下であるとき。

エ 奨学生が他の者の被扶養者であり、扶養者が給与所得者以外である場合は、奨学生と扶養者の年間所得の合計が200万円以下であるとき。

附 則

- 1 この基準は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 「高等学校奨学金に係る債務の当然免除に関する基準」については、平成28年4月1日をもって廃止する。

附 則

この基準は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この基準は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 平成30年度にあつては、規則第3条の奨学生願書等の提出をする者であつて、出願者の属する世帯の生計に関する資料として当該年度のものを提出することができない者については改正前の第4条及び第7条の規定は、なおその効力を有する。

附 則

この基準は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和8年4月1日から施行する。

別表 1

知識及び技能に関する審査	実施団体等
TOEIC (L&R) / (S&W) において、CEFR (Common European Framework of Reference for Languages: Learning, teaching, assessment) レベルのB2に相当するものとして実施団体が公表する点数。ただし、各年度の募集案内の作成にあたっては、前年度の12月1日現在で確認できる点数によるものとし、公表される点数に変更があった場合も、遡及して変更は行わないものとする。	一般財団法人国際ビジネスコミュニケーション協会
危険物取扱者甲種	一般財団法人消防試験研究センター
実用英語技能検定1級又は準1級	公益財団法人日本英語検定協会
情報処理技術者試験 (応用情報技術者)	独立行政法人情報処理推進機構
測量士	国土交通省国土地理院
電気主任技術者第3種	一般財団法人電気技術者試験センター
日本商工会議所簿記検定1級	日本商工会議所
簿記能力検定上級	公益社団法人全国経理教育協会
その他これらに類するものとして教育長が認めるもの	

別表 2

事 由	期 間
条例第9条第1号 (進学したとき)	進学したときから、正規の修業年限が修了する日以後に初めて到来する9月末までとする。
条例第9条第2号 (心身の故障その他特別の理由により貸付金の返還が困難になったと認められるとき)	猶予を受けようとする月から、猶予を受けようとする月の属する年度の翌年度の9月末までとする。事由が継続する場合は、1年を単位に延長することができる。
規則第12条第1号 (進学準備のために就労が不可能となり貸付金の返還が困難となったとき)	
規則第12条第2号 (就職活動中又は就職のための職業訓練期間中であるために就労が不可能となり貸付金の返還が困難となったとき)	
規則第12条第3号 (災害によって貸付金の返還が困難となったとき)	

規則第12条第4号（生活保護法による保護を受けているとき又は同法による保護を受けている者と生計を一にしているとき）	
第14条第2号（就労していて、経済的な事由により貸付金の返還が困難な場合で、収入又は所得要件を満たすとき）	
条例第9条第3号（条例第8条第1号の表の1の項(2)の規定の適用を受けることとなると認められるとき）	条例第8条第1号の表の1の項(2)の規定の適用を受けることになる月から、貸付期間に相当する期間が満了する日以後に初めて到来する9月末までとする。
規則第12条第5号（社会福祉士及び介護福祉士法に規定する介護福祉士試験を受けるための資格を取得するために介護等の業務に従事するとき）	業務に従事した月から、介護福祉士試験を受けるための資格の取得に必要な期間が満了する日以後に初めて到来する9月末までとする。ただし、この事由による申請は1回限りとする。
第14条第1号（高等学校等又は専修学校の高等課程に在学しているとき）	猶予を受けようとする月から、卒業する日以後に初めて到来する9月末までとする。